



unicef 
for every child

子どもの権利条約

Convention on the Rights of the Child

2025/6/27 学習講師研修会

ユニセフとは



ユニセフ（国際連合児童基金）

世界の子どもたちの生命と健やかな成長を守り
「子どもの権利」の実現を目指して活動する国連機関

人権とは
人間としての尊厳や価値が守られ、
人として幸せに生きていくために
すべての人がもっている権利



人権が国際社会の普遍的な価値となったのは戦後から



1945年 国連憲章

“言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救うために、**基本的人権と人間の尊厳・価値を守る**”

1948年 世界人権宣言

“人類の社会を形づくる**すべての人の尊厳や、平等にある権利**を認めることは、世界の自由、正義、平和の基礎である”

1～30条 [谷川俊太郎](#)訳

1966年 国際人権規約

- **社会権**規約(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約) A規約
- **自由権**規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約) B規約

Q 人権には、義務や責任が伴うのでしょうか？

子どもの権利をふくめ、あらゆる人権は、すべての人に無条件にあるものです。

つまり、人権（権利）はいかなる条件も伴いません。

人権（権利）は、義務や責任を果たしたときに報酬として与えられるものではなく、また、義務や責任を果たさないからといって、剥奪されるものでもありません。



人権の“ABCDE”

- ◆ Rights are for ALL human beings
すべての人が権利をもっています
- ◆ Rights are there at BIRTH
みな生まれながらに権利をもっています
- ◆ Rights CANNOT be taken away
権利を奪い取ることはできません
- ◆ Rights DO NOT have to be earnt
権利は無条件にあるものです
- ◆ All rights are EQUALLY important
すべての権利が同じように大切です



人権のアーチ： 人権が実現する構図



人権条約制定の流れ



1945年 国連憲章

1948年 世界人権宣言

1951年 難民の地位に関する条約
(1967年難民議定書)

1965年 人種差別撤廃条約

1966年 国際人権規約

1979年 女子差別撤廃条約

1989年 子どもの権利条約

2006年 障がい者権利条約

～国連での子どもの権利に関する動き～

1948年 ● 「世界人権宣言」採択

1950年 ●

「児童の権利宣言」

1959年 ●

「子どもは子どもとしての権利をもつ」と宣言

1960年 ●

「子どもの権利条約」草案を
ポーランド政府が提出

1970年 ●

国際児童年

1978年 ●

世界中の人が子どもの権利について考える機会になった

1979年 ●

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」

1980年 ●

国連総会で満場一致で採択（1990年発効）

1989年 ●

「子どものための世界サミット」開催

1990年 ●

“子ども最優先”の原則のもと、2000年までに子どものために達成すべき目標を定めた

2000年 ●

「子どもの権利条約」2つの選択議定書を採択

2002年 ●

「武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書」

「子どもの売買、子どもの買春および児童ポルノに関する選択議定書」

※選択議定書については P.26

2010年 ●

「国連子ども特別総会」開催

2011年 ●

「子どものための世界サミット」からの進展を確認し、“子どもにふさわしい世界”を合言葉に、
これから世界が果たすべき約束を決めた

「通報手続きに関する選択議定書」を採択

※選択議定書については P.26



「子どもの権利条約」の父 コルチャック先生

ヤヌシュ・コルチャック先生（1878-1942）は、ユダヤ系ポーランド人のお医者さんで、作家で、そして孤児院の院長先生でした。先生の孤児院は、子どもたちによる自治で運営されていました。子どものことは子どもたちが意見を出し合って決めたり、解決したりしていたのです。先生は、一人一人の子どもの権利を大切にする教育を30年にわたって実践しました。当時、それはとても新しく、めずらしいことでした。



第二次世界大戦が起こり、ナチスによるユダヤ人のガス室への移送が始まります。コルチャック先生と孤児たちも、とうとう強制収容所へ送られることになってしまいました。列車に乗せられた直後、「特赦だ！先生は列車から降りてください」という声が。コルチャック先生は、多くの人の嘆願のもと、それまでの功績が認められて収容所送り免除されたのです。しかし、先生は「子どもたちを先に降ろしてくれ」と言い、一人で列車から降りることはありませんでした。コルチャック先生と200人の子どもたちは、トレブリンカ収容所のガス室で亡くなったと考えられています。

「子どもの権利条約」の草案は、1978年にポーランド政府から提出されました。そこに定められた思いは、コルチャック先生や戦争で犠牲になった多くの子どもたちから受けつがれたものでもあったのです。

1990年代 ユニセフのアプローチも転換

ユニセフは「子どもの権利条約」において、明確に公式協力機関としての役割が位置づけられている機関(第45条)

- 各国政府の報告や状況に関する情報を子どもの権利委員会へ提供
- 条約の履行に向けた各国への助言・支援
- 各国政府、NGO、市民社会と連携しながら条約の実施を推進

Needs-based
Approach

子どもの必要なもの(ニーズ)を満たすためのサービスや物資の提供
(→被支援者が受益者にとどまりがち)

Rights-based
Approach

子どもを「権利の主体」ととらえる活動の在り方へ
⇒ アドボカシーの強化、子ども参加の推進、
取り残されがちな子どもの権利に注目した
包摂的なアプローチ、法制度の整備、市民参加

子どもの権利って？

子どもたちが人間らしく、幸せに暮らし、
健やかに成長していくために必要なこと



「子どもの権利」

「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）

1989年 第44回国連総会にて満場一致で採択

子ども（18歳未満）は、おとなと同じひとりの人間としての基本的人権と、健やかな成長のために必要な権利をもつ。

前文と第1～54条から成り、子どもの健全な成長に欠かせない権利を、生存・発達・保護・参加などの側面から具体的に記している。

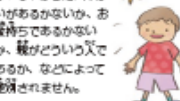
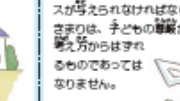
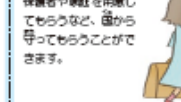
2025年6月現在、196の国と地域が締約

日本は1994年に批准（158番目の締約国）

※ 世界でもっとも広まっている人権条約



「子どもの権利条約」を読んでみよう！

※1※【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。 	※2※【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国がいろいろ、男の子か、女の子か、どのようなかばを認めるか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだの機能がいろいろあるか、お家持ちであるか、貧乏か、種がどういふ人であるか、などによって差別されません。 	※3※【子どもにもっとよいことを】 子どもに損害のあることを行うときには、子どもにもっとよいことは何かを第一に考えなければなりません。 	※4※【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律や予算をつくらなければならない。 	※21※【親子関係】 子どもを養育する責任は、その子どもにとって、もっとよいことをし、その子どもが新しい生活のことにしっかりと慣れるため、国の義務だけが親子関係を断つことができます。 	※22※【難民の子ども】 自分の国の政府からのがれ、難民になった子どもは、のがれた先の国で暮らし、養育を受けることができます。 	※23※【障がいのある子ども】 心やからだの機能がいろいろある子どもは、障がいがある、自立し、社会に参画しながら生活できるように、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。 	※24※【障がい・虐待への権利】 子どもは、健康でいる、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。 
※5※【親の指導を尊重】 親（養育者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。 	※6※【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。 	※7※【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたときに国籍（出生国など）をもち、名前をもらいます。子どもは、名前・国籍をもつ権利を、親に奪ってもらう権利をもっています。 	※8※【名前・国籍・家族関係を守る】 国は、子どもの名前や国籍、家族の構成がのちやみこまぬように守らなければならない。 	※25※【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その国がその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらふ権利をもっています。 	※26※【社会保険を受ける権利】 子どもは、生活していくのにいっしょにみんながお金を出しているときには、国から必要の支給などを受ける権利をもっています。 	※27※【生活水準の確保】 子どもは、心やからだの適切な生活に必要の生活水準を受ける権利をもっています。親（養育者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが得られないときは、国が助けます。 	※28※【教育を受ける権利】 子どもは、教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、子どもの健康が守られるという考えから作られるものであってはなりません。 
※9※【親と引き離されない権利】 子どもは、親と引き離されない権利があります。子どもにもっとよいという理由から、引き離されることは認められませんが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることがあります。 	※10※【列々の国にいる親と会える権利】 国は、列々の国にいる親と子どもの会ったりいっしょにくらすたりするために、国を出入りができるような仕組みを、親がわが国に生きていると、子どもは親と連絡をとることができるようにします。 	※11※【よその国に連れて行かれない権利】 国は、子どもが他の外国に連れて行かれたり、自分の国にもどらなければならないようにします。 	※12※【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、いっしょに考慮されなければならない。 	※29※【教育の目的】 教育は、子どもが自分の持っている能力を最大限に引き出し、人間性を育み、健康を育てることを目的とするものである。 	※30※【少数民族・先住民の子ども】 少数民族の子どもや、もともとその土地に生きている人びとの子どもは、その民族の文化や言語、伝統を尊重し、これを守る権利をもっています。 	※31※【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休み、笑んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。 	※32※【経済的障がい・有害な労働からの保護】 子どもは、やりやうな労働にさせられ、そのために健康を害されたり、心やからだに悪い影響を及ぼされたりしないように守られる権利をもっています。 
※13※【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利をもっています。 	※14※【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。 	※15※【結社・集会的自由】 子どもは、ほかの子どもと一緒に団体をつくら、集会を開いたりする権利をもっています。 	※16※【プライバシー・名前は守られる】 子どもは、自分の名前、生きているところ、家族や手帳などのプライバシーが守られます。また、他人から悪口を言われる権利もありません。 	※33※【虐待・見えない暴力からの保護】 国は、子どもが虐待や見えない暴力を受けることのないように守らなければならない。 	※34※【性的虐待からの保護】 国は、子どもが性暴力や性虐待を受けることのないように守らなければならない。 	※35※【労働・失業からの保護】 国は、子どもが労働したり、失業したりすることのないように守らなければならない。 	※36※【あらゆる虐待からの保護】 国は、どんな状況でも、子どもの安全を脅かすようなことから子どもを守らなければならない。 
※17※【適切な情報の入手】 子どもは、自分の発達に役立つような情報を手に入れることができます。国は、マスコミ（新聞、雑誌、テレビなど）が、子どものためになる情報を多く提供するようにする、子どもにもよい情報から子どもを守らなければならない。 	※18※【子どもの健康はまず第一に】 子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。 	※19※【あらゆる暴力からの保護】 どんな状況でも、子どもが暴力を受けるわけ、不当な扱いを受けることがないように、国は子どもを守らなければならない。 	※20※【虐待を繰り返す子どもの保護】 虐待を繰り返す子どもは、その虐待を繰り返さないように守らなければならない。また、虐待を繰り返す子どもは、かわりの養育者や親戚を捜してももらふことができません。 	※37※【銃持・武器の禁止】 どんな子どもにせよ、銃持や武器でなくならないように守らなければならない。また、子どもを虐待したり、死傷させたりする武器は、国は禁止する。もし、禁止されていても、国は子どもを虐待したり、死傷させたりしないように守らなければならない。 	※38※【戦争からの保護】 国は、16歳にならない子どもを戦争に参加させないように守らなければならない。また、戦争に巻き込まれた子どもを守るために、できることはすべてしなくてはならない。 	※39※【被害にあった子どもを守る】 虐待、人権侵害、差別、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの健康をなおし、社会にもどるよう支援を受けることができます。 	※40※【子どもに関する司法】 罪を犯した子どもは、ほかの人の人権を侵害したり、社会にもどるときに、社会にもどるよう支援を受けることができます。 

新型コロナウイルス禍を振り返ります。
身近な子どもを思い浮かべながら、
コロナ渦の間（あるいは今にいたるまで）、
子どもたちにとって脅かされた/脅かされて
いる権利があるでしょうか？
チェックしながら一覧を読んでみましょう。



「子どもの権利条約」4つの原則

生命、生存および発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

第6条

第6条【生きる権利・育つ権利】
すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

第12条

第12条【意見を表す権利】
子どもは、自由に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて十分な考慮されなければなりません。



子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考える。

第3条

第3条【子どもにとって最もよいこと】
子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって最もよいことは第一に考えなければなりません。



差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

第2条

第2条【差別の禁止】
すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、肌の色、性別、年齢、どのようなかたを信じるか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、元々から障がいがあるかないか、お病気をしているか、親がどういふ人であるか、などによって差別されません。



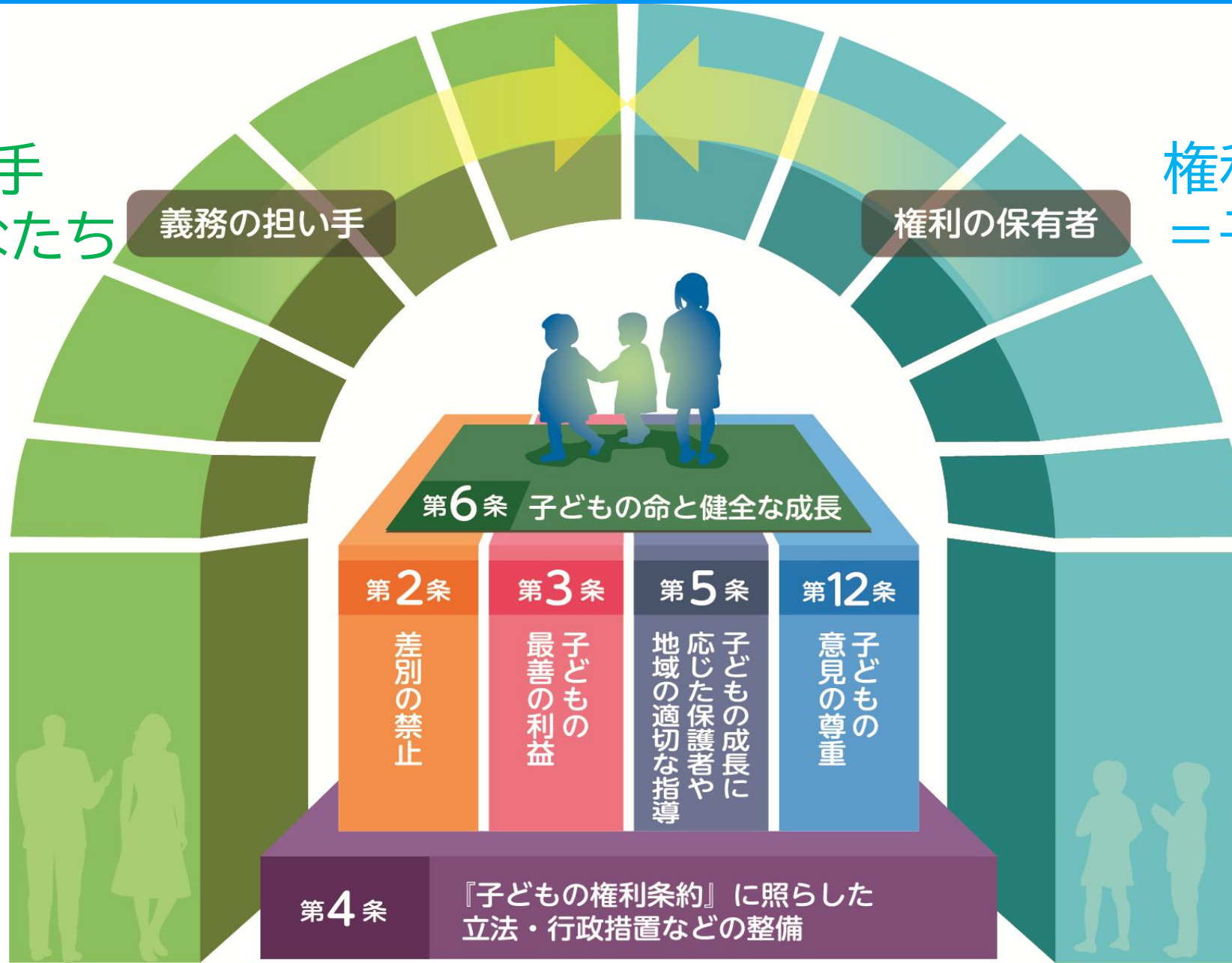
子どもが権利の主体者となるために ～子どもだからこそ必要な土台～

義務の担い手
＝国・おとなたち

義務の担い手

権利の保有者

権利の主体
＝子どもたち



Q 子どもの権利を知ると、子どもは自分の権利ばかりを主張するようになる？

子どもの権利を知ること、自分自身の権利を知ることと同時に、他者の権利を知ることでもあり、また、おとなたちのもつ権利にも気付く機会となります。そのような学びを通し、そして、権利が守られた環境で学ぶことにより、お互いの権利の尊重や信頼関係の構築につながっていきます。子どもの意見を聞く際には、その子どもの置かれた状況や成長過程を考慮しながら、常に4原則に立ち返ることも大切です。

Q 権利同士がぶつかり合う場合はどうしたらいい？

生活のいろいろな場面で、ある権利が他の権利と矛盾したり、衝突したりする場合があります。自分の守られたい権利が他の人の権利と衝突するような場合、状況を総体的に見ながら、それぞれの権利を両立させるために、互いが努力する必要があります。また、子どもの置かれている状況によっては、ある権利を守るために、ある権利を一時的に制限しなければならないことも起こります(※)。わすれてはならないことは、常にその子どもの最善の利益とは何かが考えられていることです。

(※) 暴力から保護し命を守るために、親と引き離されない権利が一時的に制限されるなど

Q 愛されること、間違えても認めてもらえることなども条約に含まれている？

愛情や幸福などの感情や、子どもの間違いは法的に評価することが難しいため、条約には含まれません。しかし、多くの条文が、子どもが愛されていると感じながら成長するために必要な事柄について触れています。また、間違いや失敗から学ぶことは、子どもの成長過程における大切な要素であり、間違いをおかした時を含めて、おとなは、常に敬意をもって子どもたちと接し、その尊厳を傷つけてはなりません。

(※) こども基本法では、第3条2項に「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法 の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。」の記載あり。

日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する

国連子どもの権利委員会からの最終見解 2019年2月1日



緊急の措置がとられなければならないと
勧告が出た分野

- 差別の禁止 ●子どもの意見の尊重
- 体罰 ●家庭環境を奪われた子ども
- リプロダクティブヘルスおよび精神保健
- 少年司法



<< 子どもの権利委員会から日本政府への最終見解
PDFダウンロード

子どもの権利の推進がもたらす効果

- ✓ 子どもたちが自分自身の尊厳や価値に気づく
- ✓ 他の子どもたち、またおとなにも権利があることに気づく
- ✓ 他者を尊重し、多様性を認める意識や態度が育まれる
- ✓ 子どもたちの意見が尊重され、大切にされていると感じる
- ✓ 先生やおとなと子どもたちの信頼関係が構築される
- ✓ 学校などで安心して前向きに過ごせるようになる
- ✓ 子どもたちの自己肯定感や自己有用感が高まる
- ✓ 社会に積極的に参加し、貢献する力が養われる
- ✓ 主体的に行動できる、責任ある市民へと成長していく



**第1歩は、
子どももおとなも
正しく知ることから**

子どもの権利を 伝える



こどものけんりプロジェクト

検索



子どもの権利を学ぶ動画

ジーン&ケーン 学んでみよう！子どもの権利



「国連子どもの権利委員会」委員 大谷美紀子氏



幼い子どもに「権利」という言葉を使わない学び

自分の意見を大事にする。自分の考え、気持ちだから。

ともだちの意見も大切にする。ともだちの考え、気持ちだから。

⇒ 自分と他者の権利の理解、尊重につながる学びへ

低年齢向け動画「あたりまえ認定」シリーズ

小学生

実践授業 小学校1学年 道徳

「あたりまえ認定 これってカワイイ？ヘン？」



未就学児

小学生

あたりまえ認定1

これってカワイイ？ヘン？



未就学児

小学生

あたりまえ認定2

こころのアラーム



未就学児

小学生

あたりまえ認定3

おもってもいけないよ…



“こえ”のうた

歌詞に出てくる“こえ”は、一人ひとりの気持ち、考え方、意見、そして権利のたとえ

